

鹿屋市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部
を改正する規則

鹿屋市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（平成21年鹿屋市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（電子申請による届出）

第3条 前条の規定にかかわらず、前条の左欄に掲げる届出は、業務管理体制の整備に関する届出システム（以下「届出システム」という。）に必要事項を入力して行う電子申請により行うことができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。